

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 13 年 12 月 26 日・東京都条例第 118 号

## 1 概要

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 201 号）の施行等に伴い、ほう素、ふっ素等を有害物質に指定するとともに、汚水及び悪臭に係る規制基準を整備したものである。

具体的改正内容は、次のとおり。

- (1) 有害物質として、「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」を加える（別表第 4 関係）。
- (2) 汚水の規制基準のうち有害物質に係る基準に、「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」を加える（別表第 7 関係）。
- (3) 悪臭原因物の排出について、臭気指数等による規制基準に改める（別表第 7 関係）。

## 2 施行期日

平成 14 年 4 月 1 日。ただし、1 (3)については、同年 7 月 1 日

## 3 問い合わせ先

環境局環境改善部計画課計画係

直通電話 03 ( 5 3 8 8 ) 3 4 8 1

都庁内線 4 2 - 3 2 5